

予納郵便切手内訳基準表 1 (平成26年3月3日～)

申立群	券面額等	枚数	合計額	備考
訴状・控訴状	500	7	5,035	相手方が1名増すごとに2,164円を追加 (内 訳) 1,000円・82円を各2枚 反訴状についての郵券の要否は、本訴係属部でご確認ください。
	100	7		
	82	5		
	52	5		
	20	5		
	10	5		
	2	5		
1	5			
抗告状	500	2	3,360	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1,980円分を追加 (内 訳) 500円2枚 205円2枚 100円2枚 82円2枚 52円2枚 20円3枚 10円3枚 2円4枚 1円4枚 再抗告状については次の欄参照
	205	5		
	100	5		
	82	5		
	52	5		
	20	5		
	10	5		
2	5			
1	5			
上告状 特別上告状 再抗告状	500	4	6,100	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに合計2,370円を追加 (内 訳) 500円2枚 205円4枚 100円2枚 82円2枚 52円2枚 20円2枚 10円2枚 5円2枚 2円4枚 1円4枚
	205	10		
	100	10		
	82	5		
	52	5		
	20	10		
	10	10		
5	10			
2	10			
1	10			
特別抗告状	500	4	3,800	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに合計1,900円を追加 (内 訳) 500円2枚 205円1枚 100円1枚 52円5枚 20円10枚 10円10枚 5円5枚 1円10枚
	205	2		
	100	2		
	52	10		
	20	20		
	10	20		
	5	10		
2	5			
1	10			
労働審判手続	500	3	2,845	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 相手方が1名増すごとに合計1,082円を追加 (内訳) 1,000円・82円を各1枚
	100	5		
	82	5		
	50	5		
	20	5		
	10	5		
	5	5		
2	5			
人身保護	1000	6	6,312	当事者が1名増すごとに3,246円を追加 (内 訳) 1,000円・52円・20円・10円を各3枚
	20	12		
	10	6		
	2	6		
再 審 準 再 審	500	4	3,292	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2,168円を追加 (内 訳) 500円を4枚 52円・20円・10円・2円を各2枚
	100	10		
	52	3		
	20	5		
	10	3		
	2	3		

予納郵便切手内訳基準表 2 (平成26年3月31日～)

申立群	券面額等	枚数	合計額	備考
担保取消申立				
同意	不要			
勝訴	1,072	1	1,072	債務者が1名増すごとに1,072円を追加 (内訳) 1,000円・52円・20円を各1枚
権利行使	1,082 1,072	1 1	2,154	債務者が1名増すごとに1,072円+1,082円を 追加(1,082円の内訳) 1,000円・82円を各1枚

第1民事部に申し立てをする事件の予納郵便切手額について

(堺支部・岸和田支部の保全係においても同様です。)

1 平成26年3月3日から同年3月30日までの申立て

原則として、従前どおりの予納額に加え、申立日によっては、改訂後の郵便料金に対応できるように、郵便切手の追加をお願いすることになります。この期間内に第1民事部に係属する事件の申立てをされる場合は、その追加郵便切手額についてお問い合わせいただくようお願いします。

2 平成26年3月31日以降の申立て

【保全命令申立事件】

事 件 名		予 納 郵 便 切 手
仮 差 押	不 動 産	1082円 × 債務者数 (570円 + 522円) × 登記所数
	(滞 納 処 分 あり)	92円 × 滞納処分庁数
	債 権	1082円 × 債務者数 1130円 × 第三債務者数
	(陳 述 催 告 申 立 あり)	(512円 + 82円) × 第三債務者数
	自 動 車	1082円 × 債務者数 (570円 + 522円) × 登録所数
	動 産	1082円 × 債務者数
仮 処 分	不動産処分禁止	1082円 × 債務者数 (570円 + 522円) × 登記所数
	不動産占有移転禁止	1082円 × 債務者数
	動 産	1082円 × 債務者数
	要 審 尋	500円・205円・100円 82円・50円・5円 × 各4枚 10円・1円 × 各10枚 362円 × 債務者数

【保全取下手続（発令前の取下は予納不要）】

基本 a 債務者数 × 82 円（82 円は重量増加にともない増額になる。）

ただし，債務者への通知を要しない場合（正本の末尾に「右取下に同意する」又は「取下通知は不要です」との文言と債務者の記名押印がある場合）は不要

a の基本額に加えてさらに以下 b・c・d・e・f のケースに応じた各金額

b 執行方法が第三債務者への保全命令送達である場合（債権）

+ 第三債務者数 × 82 円

c 登記・登録の抹消を要する場合（不動産，船舶，航空機，自動車）

+ 抹消登記嘱託用

不動産 ... 法務局数 × (570 円 + 512 円)

自動車 ... 運輸局数 × (570 円 + 522 円)

d 強制管理の場合

+ 管理人数 × 82 円

+ 第三者数 × 82 円

+ 抹消登記嘱託用 = 法務局数 × (570 円 + 512 円)

（仮差押登記の抹消嘱託と同時にする場合は，法務局用の郵便は兼用できる。）

e 船舶の取上保管の場合

+ 保管人数 × 82 円

f 滞納による「差押」，「参加差押」のある物件の仮差押の場合

+ 滞納処分庁への通知用 82 円

【担保取消事件等】

手 続 名	予納郵便切手
権利行使催告による担保取消	(1082 円 + 1072 円 × 被申立人数)
勝訴判決による担保取消	1072 円 × 被申立人数
担保変換	債務者数 × 82 円
債務者がみなし解放金を取得する手続	82 円 × (債権者 + 第三債務者の人数)
仮差押解放金による仮差押執行取消しの場合	
(1) 執行方法が登記，登録の場合 (不動産，船舶，航空機，自動車)	決定正本送達用1072円 × 債権者の人数 抹消嘱託用 570円 + 512円(自動車の場合は522円)
(2) 執行方法が第三債務者に対する決定を 送達の場合(債権仮差押)	1072円 × 債権者の人数 82円 × 第三債務者の人数
(3) 執行機関が執行官の場合 (動産仮差押)	1072円 × 債権者の人数

【その他の事件】

手 続 名	予納郵便切手
間接強制	1082円 × 債務者数 × 2
代替執行	1082円 × 当事者数
起訴命令	1072円 × 債権者数
保全異議 保全取消	500円・100円 × 各 7 枚 82円・52円・20円・10円・2円・1円 各 5枚 (計5035円)
保護命令	500円 × 2枚 100円 × 10枚 82円・20円・10円・5円・2円・1円 各 6 枚 (計2720円)